

# 「広陵町たたらん煙(受動喫煙)から健康を守る思いやり条例」を施行しています。



受動喫煙は健康に影響を与えることが科学的に証明されています。広陵町では、受動喫煙による健康への影響から住民等を守り、吸う人、吸わない人の権利を尊重しながら思いやりのあるたばこ対策を推進するため、本条例を令和3年10月1日から施行しています。

※本条例の全文は、町ホームページでご覧いただけます。

## ●条例の主なポイント



1. 小学校・中学校の敷地に隣接する路上が路上喫煙禁止区域※に指定されています。

◆特に受動喫煙の防止を図る必要がある区域として、喫煙を終日禁止します。

◆路上喫煙禁止区域において、喫煙の中止命令に従わなかった場合は、

1, 000 円の過料を科します。

→過料は周知啓発期間を設けた後、令和4年4月1日から適用を開始します。

→たばこには、加熱式たばこ、電子たばこも含まれます。



※路上喫煙禁止区域については、裏面記載の地図にてご確認ください。

2. 町役場、さわやかホール、学校、診療所、児童福祉施設等については、敷地内禁煙です。

◆これまで国の健康増進法により、これら第一種施設と言われる施設については、敷地内禁煙となっておりましたが、より厳しく、敷地内の屋外に喫煙所を設置することも不可としています。



3. 電子たばこを含め、望まない受動喫煙を生じさせないよう努めてください。

◆路上喫煙禁止区域以外においても、望まない受動喫煙から住民等を守るため、喫煙をする場合は、周囲に配慮するよう努めて下さい。



「受動喫煙」とは・・・

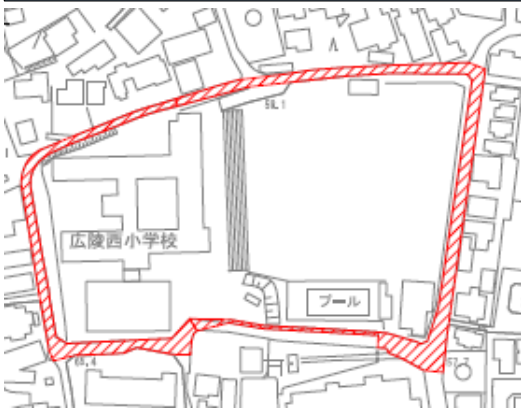
自分がたばこを吸っていなくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことです。またその煙は目に見えないことがあります。どちらの煙にも、身体に悪いことをひきおこす多くのものが含まれており、それを吸い込んだ人にも同じようなことがおこることが研究でわかっています。

4. 町民等や事業者が守るべき責務について定められています。

◆町民等や事業者は、広陵町の受動喫煙の防止に関する施策に協力する責務を有します。

※町民等：町内に居住もしくは滞在し、通勤又は通学する人のこと。

広陵西小学校



### 路上喫煙禁止区域

令和3年10月1日より、  
小中学校の敷地に隣する路  
上が路上喫煙禁止区域とな  
っています。



お願いいたします。

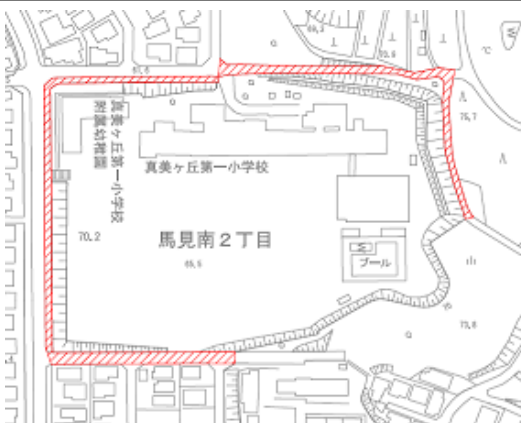
広陵東小学校



広陵北小学校



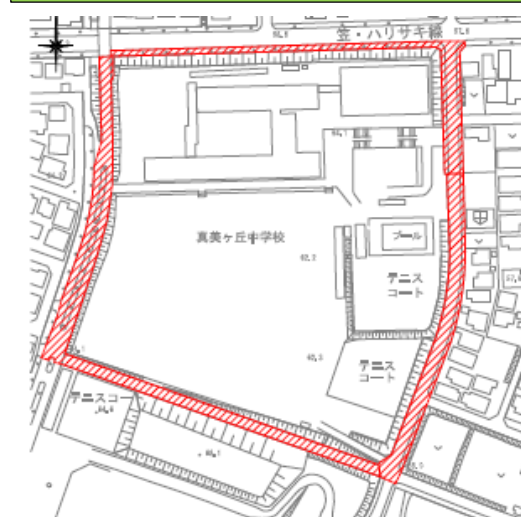
真美ヶ丘第一小学校



真美ヶ丘第二小学校



真美ヶ丘中学校



広陵中学校

